

平成21年5月25日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006年度～2008年度
 課題番号：18520018
 研究課題名（和文） 自己決定原理の理論的・実証的研究—医療従事者の自己決定を素材に—
 研究課題名（英文） Theoretical and Practical Research on Principles of Self-determination; Especially in the Case of Medical Profession

研究代表者

小柳 正弘 (KOYANAGI MASAHIRO)

琉球大学・法文学部・教授

研究者番号：20186828

研究成果の概要：この研究は、「自己決定」の原理を理論的かつ実証的に検討したものであり、実証的には、医療従事者の自己決定認識に関して医師や看護師を対象にアンケート調査を行い、理論的には、思想史における自己決定概念の系譜を探索するとともに自己決定の現状を批判的に分析した。こうした調査・探索・分析が総合的にあきらかにしたのは、自己決定は、原理的にいって、(他者をしりぞける)「私」の自己決定と(他者をとりこむ)「私たち」の自己決定の両者が錯綜したものであるということであり、こうした考察をふまえて、私たち人間が(「私」でも「私たち」でもあるという)社会的自我であることを、自己決定が有意義なものであるための前提となる自由の理念(「私・たち」の自由)として提起した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	800,000	0	800,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2200,000	420,000	2620,000

研究分野：哲学・倫理学

科研費の分科・細目：哲学・倫理学

キーワード：自己決定、社会的自我論、医療、「私・たち」

1. 研究開始当初の背景

こんにち、自己決定重視の原則は、現実社会のさまざまな領域においてほとんど無批判に主要な規範原理とされつつある。こうした状況は、いづらか単純化して言えば、平等・自由な個人の「欲求の体系」としての近代市民社会という理念をうつつだしたものである。

しかし他方で、そこにおいて私たちは、良かれ悪しかれそうした近代市民社会の理念そのままに生きているわけではないし、その

ような理念の帰結とされるさまざまな現実を手放しでよろこばしいものとしているわけでもない。

もちろん、私たちは、なんらかの意味で「自己決定」をおこなっている。自由のそうした位相の抽出・検討は、伝統的に哲学的自由論の主戦場である。近年でも、「合理的〈実践〉能力の発揮による意志のコントロール」を「責任に必要な自由」とする成田和信(『責任と自由』勁草書房、2004年)の著作などがそうした系譜に属するものである。

他方、自己決定重視という社会的潮流に対する哲学の立場からの批判的な検討もおこなわれるようになってきている。たとえば、小松美彦（『自己決定権は幻想である』洋泉社、2004年）は、脳死や臓器移植の問題を素材にしつつ、自己決定権は「権利」としての資格を欠いているのではないかという原理的な考察をおこなっている。

たしかに、そもそも、複雑化する現代社会にあつては、他者との一切のかかわりなしになされるような純粹無垢な自己決定は、選択という意味でも能力という意味でもありえない。私たちは、なんらかの意味で他者をふまえ、なんらかの意味で自己にかかわるものを取捨・選択して、自己決定をおこなわざるをえない。これは、自己決定に付随する事実というより、自己決定の原理にかかわる事柄である。

こうした問題意識をふまえて、本研究があきらかにしたいと考えたのは、一言でいえば、では、どのような意味で自己決定は有意義なのかということであった。そのため、本研究の焦点は、自己決定における自己と他者（もしくは社会）とのかかわり、そこにおける自己のありかた、自己決定の現実と理念、といった問題におかれた。

また、自己決定の是非やそのありかた如何といった、私たちが現に生きていることそのものにかかわるような問題は、具体的な現実とのかかわりで検討がおこなわれるべきだと考え、関連の研究者との連携のもと、医療従事者を素材に選び、医療現場においてその自己決定がどのような構造をもっているかを実証的に調査することとした。医療従事者の自己決定を素材に選んだのは、医療にかかわる振る舞いは、インフォームド・コンセントの重要性が指摘されたり、パターナリズムが批判されたりすることにも、端的に示されているように、患者という他者とのかわりできざまなありようをもちうるものであり、上記のような理論的な見通しの妥当性を検討するのにふさわしいものだと考えられたからである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、理論的には主として社会的自我論に依拠しながら、また実証的には医療従事者の自己決定認識を素材に、「自己決定」はどのような原理をもっているのかを、他者とのかわりに主眼をおいて明らかにすることにあり、そうした検討をふまえて自己決定重視原則を改編する具体的な方途やそれがよりどころとすべき新しい自由の理念を構築することを目指した。

3. 研究の方法

理論的には、思想史において「自己決定」概念の系譜と展開を探索するとともに、社会的自我論の観点から自己決定の現状と課題を分析した。

実証的には、医師および看護師が医療現場においてどのようなかたちで自分なりの判断や選択を行っているかについて、一般論というかたちで医療従事者の認識をアンケートによって調査した（アンケートに先立って聞き取りによる予備調査を行った）。

4. 研究成果

(1) 理論的研究について

自己決定概念の系譜と展開の探索においては、「自己が自己のことを決定する」という自己決定が、「私が私のことを決定する」という「私」の自己決定（たとえば「自己決定権」）と「私たちが私たちのことを決定する」という「私たち」の自己決定（たとえば、人民を人民が人民のために支配するという「民主主義」の理念）という二つの位相をもち、その系譜は、たとえば、「私が決定する」ことにかかわる自由が意志の自由として、「私のことを決定する」ことにかかわる自由が行為の自由として、主張されてきたと考えることができるならば、古代にまでさかのぼるものであることをあきらかにした。

また、自己決定の現状については、強い個人が私事について決定するという理念とは裏腹に、その現実には、弱い個人が他者にもかかわる事柄について決定せざるをえないというところにあること、言い換えれば、「私」の自己決定と「私たち」の自己決定の錯綜という状況にあることを、法の領域での議論や障害学の成果などをふまえて明らかにした。

そのうえで、社会的自我論に依拠しながら、パターナリズム論やステイク・ホルダー論を援用することで、そうした錯綜を（たとえば、「私たちが、私が私のことを決定するように、私のことを決定する」とか「私が、私たちが私たちのことを決定するように、私たちのことを決定する」といったかたちで）肯定的にとらえかえす方途を示唆した。

(2) 実証的研究について

アンケート調査に先立ち、様々な属性の医療従事者（医師3名、医学生1名、看護師4名、看護師経験者1名）に対して、医療にかかわるさい自身の行為がなんらかの意味で自己決定という性格を持っているといえるかについて、自己認識を中心に聞き取り調査を行った。その結果、年齢、経験、職場によって、医療における自身の「自己決定」について対極的な認識や評価があること、自身の医療へのかかわりかたが調査され評価されることには抵抗感があること、医療のありかたについて一般論としてはそれぞれが一家

言あることなどが明らかになった。

そこで、アンケート調査は、医療従事者の自己決定のありかたのひとつおりの標準的なモデルを抽出するのではなく、自己決定のありうるパターンや考慮される要素をさまざまに探索することを目指すものとした。

具体的には、医療従事者が医療にかかわるさい、どのような要素を考慮に入れて自分なりの判断や選択を行っていると思うかについて、医師と看護師（および参考のため医療関係学生とその他の学生）に一般論として認識を問うた（医師にも看護師にも、医師と看護師の両者についてそれぞれがどうふるまっていると思うかを問うた）。

アンケート用紙は、いくつかの地域・機関に属する医療従事者320名に送付し、186名から回答を得た。

その結果、医師や看護師には自分なりの判断や選択が必要とされるという認識が医師や看護師に広く共有されていることがあきらかになった。また、統計的な分析を試みた結果、「医師は医療にかかわる選択や決定において医師以外のスタッフの医療や疾病に関する考えを考慮していない」ということを医師は看護師や学生よりも強く認識していることや、「看護師は患者の幸福を考慮するものである」ということを看護師や医療関係学生は医師やその他の学生よりも強く認識していることなどが示唆された。

(3) まとめ

実証的研究における調査結果は、医療の現場においても、あるいは専門職においても、自己決定の現状は、（他者をしりぞける）「私」の自己決定と（他者をとりこむ）「私たち」の自己決定の両者が錯綜したものだということを示しており、これは、「自己決定」の系譜と現状がそのようなものだということ（思想史や連携研究者との議論を通して導き出された）本研究の理論的な考察の結論とも一致している。

以上のような検討は、自己決定の現状の改編が目指されるならば、それは、私たち人間が「私」でも「私たち」でもあるという社会自我であるということを示唆してなされなければならないということを示唆している。「私」でも「私たち」でもある、という私たちのありかたを「私-たち」と表記することにすれば、自己決定が理念とすべきは「私-たち」の自由であり、それは、ある意味において、自己決定の倫理とでもいふべきものである。

最終年度には、実証的研究における調査データのすべてと自己決定の系譜・展開・現状・課題に関する理論的研究の主旨をまとめた冊子体の研究成果報告書を作成し、調査協力者や関係の研究者に配布した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 小柳正弘「「共鳴」の倫理と「私-たち」の自由」人間科学、査読なし、第23号、2009年、215-244頁
- ② 小柳正弘「パターンリズムと当事者主権」人間科学、査読なし、第20号、2007年、35-64頁
- ③ 小柳正弘「自己決定の現状と課題」人間科学、査読なし、第19号、2007年、1-33頁

〔学会発表〕（計1件）

- ① 小柳正弘「自己決定の系譜と展開」熊本大学生命倫理研究会・シンポジウム「徹底討論・自己決定2：その歴史と現在」、2007年10月27日、熊本大学

〔図書〕（計5件）

- ① 小柳正弘『自己決定の倫理と「私-たち」の自由』（ナカニシヤ出版）、2009年、全280頁
- ② 小柳正弘ほか15名の共著『自己決定論のゆくえー哲学・法学・医学の現場から』（九州大学出版会）、2008年、担当22-42頁
- ③ 中村直美『パターンリズムの研究』（成文堂）、2007年、全320頁
- ④ 田中朋弘ほか5名の共著『経済倫理のフロンティア』（ナカニシヤ出版）、2007年、担当32-59頁
- ⑤ 田中朋弘ほか6名の共著『工学倫理ー応用倫理の接点』（理工図書）、2007年、担当78-92頁

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小柳 正弘(KOYANAGI MASAHIRO)
琉球大学・法文学部・教授
研究者番号：20186828

(2) 研究分担者

田中 朋弘(TANAKA TOMOHIRO)
熊本大学・文学部・教授（平成18-19年度）
研究者番号：90295288
中村 直美(NAKAMURA NAOMI)
熊本大学・法学部・名誉教授（平成18-19年度）

研究者番号：60039980

永田 まなみ(NAGATA MANAMI)

熊本大学・医学部・講師（平成 18-19 年度）

研究者番号：40295150

小川 寿美子(OGAWA SUMIKO)

名桜大学・人間健康学部・准教授（平成 18-19 年度）

研究者番号：20244303

本村 真(MOTOMURA MAKOTO)

琉球大学・法文学部・准教授（平成 18-19 年度）

研究者番号：30274880

(3)連携研究者

田中 朋弘(TANAKA TOMOHIRO)

熊本大学・文学部・教授（平成 20 年度）

研究者番号：90295288

中村 直美(NAKAMURA NAOMI)

熊本大学・法学部・名誉教授（平成 20 年度）

研究者番号：60039980

永田 まなみ(NAGATA MANAMI)

熊本大学・医学部・講師（平成 20 年度）

研究者番号：40295150

小川 寿美子(OGAWA SUMIKO)

名桜大学・人間健康学部・准教授（平成 20 年度）

研究者番号：20244303

本村 真(MOTOMURA MAKOTO)

琉球大学・法文学部・准教授（平成 20 年度）

研究者番号：30274880

(4)研究協力者

田中寛二(TANAKA KANJI)

琉球大学・法文学部・准教授（平成 20 年度）

研究者番号：98399006